

小城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション
手段の利用の促進に関する条例（案）
パブリックコメントの実施結果について

小城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）への意見を募集した結果、次のとおり御意見が寄せられましたので、それに対する市の考え方とあわせて公表します。

1. 意見募集期間 令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）
2. 意見者数 22人
3. 意見数 31件

番号	意見	意見に対する市の考え方
1	来年の手話言語の国際デー（9月23日）に「ブルーライトアップ」をしたい。世界各地で公共施設やランドマークなどを青色にライトアップされている。手話言語（見る言葉）にブルーライトを当てようイベントを立ち上げたい。神崎市役所は5台の投光器、スポットライトを使い、青のファイルでカバー。19:00～21:00までブルーライトでてらしたそう。防災課や消防団に投光器はあるそうである。高齢障がい課と協働で私たちも行おうが、ボランティアをつのり、実現にむけて力を貸してほしい。	手話言語の国際デーでの「ブルーライトアップ」については、今後の事業の参考にさせていただきます。

<p>2</p>	<p>障害者基本法 (2) 第二条 (定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>社会生活に相当な制限を受けてあるので条例をつくってほしい。「聞こえないこと」への情報を発信していける。ストレス等で聴力低下になっても薬で回復することもある。いろいろな情報を発信していけると思う。</p>	<p>小城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を作成します。</p>
<p>3</p>	<p>小城市のすべての方が、「地域社会の一員として生活が送れるように条件整備すること」この活動が“目に見える活動”になる為に条例が必要だと考える。しかし聞こえない人＝手話のみと狭くとらえていないか？コンビニでのやりとり、病院での受けつけ、受診、視覚言語としてのコミュニケーションボード等、今すぐ必要な方が高齢者におられる。条例ができれば、行政にまるなげでなく市民（学生を含む）作業部会の立ち上げ、広報、周知が可能となる。ケアマネジャーの方も助かると考える。</p> <p>条例の内容に「必ず来る自分の未来に備え、“聞こえないこと”を学ぶ。その“孤独”</p>	<p>第5条に市民の役割として「市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。」としています。</p> <p>また、市として手話言語に対する理解の促進に努めてまいります。</p>

	<p>を知る、聞こえないこと聞こえにくいことを理解し、自分なりの方法でコミュニケーションしようという意識をもつ」という点を加えてほしい。他の身障者への施策（バリアフリー床等）はフィードバックされている。手話（見る言葉）の条例は、ソフトであり人をつないでいく条例になりえる。</p>	
<p>4</p>	<p>手話言語条例の案を見てとても残念に思った。すべての人は老化から逃げられない。肢体不自由の方の車いす使用等は、病人や老人への配置とつながった。視覚障害の方への声の出る信号や点字ブロックは見えない見えにくい他者を気づかせてくれることへとつながった。</p> <p>私も高齢者となりモスキート音がきこえない。一時期キーンと耳鳴りがし突発性難聴となったが、投薬のおかげで多少の低下ですんでいる。</p> <p>すべての人は古い、聞こえにくくなる。ききかえしが増え、情報が入らなくなる。手話は「見る言葉」だ。見る言葉は感情を相手に伝える手話をはじめ、情報のやりとりやコミュニケーションにつかう表示やコミュニケーションボードなどもある。電話リレーサービスやラインも含まれるだろう。聴こえなくなると認知症もすすむそうだ。これからの小城町のいたる所に「見る言葉」があふれ海外の方もスムーズにコミュニケーションでき、だれも孤独にならない小城町になってほしい。</p> <p>聴こえにくいこと聴こえないことを知るには、音を消したテレビ（字幕なし）を見つづけるとその心情がすこしはわかると思う。手話言語条例はすべての人のコミュニケーションを支える基となると思う。</p>	<p>手話が言語であることへの理解の促進に努めるとともに、今後の事業の参考にさせていただきます。</p>

<p>5</p>	<p>小城市障害者プラン策定有識者懇話会委員名簿に</p> <p>①小城市視覚障害者協会（視覚）</p> <p>②佐賀県肢体不自由児・者父母の会連合会小城市支部（肢体不自由）</p> <p>③小城市手をつなぐ育成会（知的障害）</p> <p>以上3団体代表者はいるのに聴覚障害の代表者がいないのはなぜか？佐賀県の手話通訳連盟会長の本村さんに入ってほしい。手話言語条例は手話（見る言葉）をはじめとする視覚情報の保障と情報を発信する手段の実現化を可能にする。ほとんどの人が、聴力が落ちる。きこえない、別の言葉にきこえる等、きこえなくてもコミュニケーションを可能にする。外国の方も見る言葉（図、絵等）があると助かると思う。</p> <p>「病院で名前を呼ばれてもわからない」をそのままにせず、見る言葉（視覚言語）にしていく。「きこえないこと」は孤独になること。年をとって孤独にならないように集まり知恵を出し合い、共に小城市に住む仲間として支えあっていきたいので、条例を制定してほしい。</p>	<p>障がい者プラン策定有識者懇話会の構成メンバーの見直しを行います。また、小城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を作成します。</p>
<p>6</p>	<p>①聴覚障害者の手話の獲得に関する施策について追加して欲しい。</p> <p>聞こえない、聞こえにくい子どもの親は9割以上が聞こえる人です。手話はろうコミュニティの中で普及してきました。ところが、聞こえない子どもの多くが地元の学校へ通う為、ろう学校の生徒が減少しています。地元に残る子、ろう学校に通う子、共に手話言語の獲得がし難い環境にあります。コミュニケーション手段の1つとして、手話を身につけることで生きやすくなると思います。第8条にある内容は聞こえる子どもを対象にしています。そこに聞こえな</p>	<p>①聞こえにくい子どもの手話獲得機会の場については、今後の事業の参考にさせていただきます。</p> <p>②条例施行後の協議の場については、障がい者プラン策定有識者懇話会の中で振り返りを行います。また、構成メンバーの見直しを行います。</p> <p>③条例では、第2条で「障がい」を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい」と用語の意義を定めております。</p>

	<p>い、聞こえにくい子どもにも手話獲得機会の提供を追加してほしいです。</p> <p>②意見聴取、協議の場を設けてほしい。 条例施行後、定期的は協議の場を設け、取り組みの検証ができるようにしてほしいです。委員には音声言語と手話言語の専門家を入れることも望みます。</p> <p>③中途失聴者への支援について 音声言語で育ち、人生の途中で聞こえなくなる人が居ます。じわじわと聞こえなくなる人、突然聞こえなくなる人、様々です。ろう者でも健聴者でもない中途失聴者はコミュニケーションに大きな課題を抱え、家族とのコミュニケーションもままならなくなります。 高齢になり聞こえにくくなる方も同じです。認知症を誘発することにも繋がります。これは誰もが起こりうる状態です。 条例にはこの2点にもふれてほしいです。</p>	<p>「身体障がい」には、「視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい」があり、「聴覚障がい」には「中途失聴者、加齢性難聴者」も含まれていると考えております。 今後、中途失聴者、加齢性難聴者を含めた理解の促進に努めてまいります。</p>
7	<p>何回か手話教室に参加した事は有りましたが、勉強している時はわかったつもりでも、全くわかりません。 先日、食改協での料理教室をしましたが、皆さんが話されていることが理解できずとても残念でした。 その場限りの手話ではなく、もっとわかりあえることが出来たらいいと思いました。参加させてもらって楽しくすごせました、いい経験を多くの人に！！</p>	<p>多くの人に参加していただけるように、手話奉仕員養成講座の周知に努めてまいります。</p>

8	<p>手話の勉強をはじめ、すごく長い日を過ごしています。色々な活動を通して（サークルで）貴重な経験となっておりますが、いまだに「手話」を知らない人がいるし、おもしろがる人もいます。「手話」は大切な言語だと知ってほしい。</p>	<p>手話が言語であることの理解の促進に努めてまいります。</p>
9	<p>福祉作業所で指導員をしていますが、コミュニケーションがとれると、安心、安全な会社になって働く人も増えるのではないかと期待します。</p>	<p>第6条に事業所の役割を定めていますので、事業所への理解促進に努めてまいります。</p>
10	<p>私は86歳の耳が聴こえない者です。病院で順番でも声だけ。高齢者が集まる場所に手話ができる人がいてほしい。</p>	<p>意思疎通支援事業の普及に努めてまいります。</p>
11	<p>①ろう協理事長から条例の修正案が出されたとききました。検討委員会でどのように検討され、どんな意見がでたのでしょうか。また、修正案が条例（案）の中にどのように活かされていますか。</p> <p>②今の条例案では、手話の歴史や手話の特性など記載されていません。市民の方々にも理解して欲しいので、是非、手話の歴史・特性を記載してください。</p> <p>③条例施行後、施策の推進状況について検討し、その結果について必ず見直しをして欲しい。そのことを条例の中に記載してください。</p>	<p>①（意見） 手話言語と情報コミュニケーション条例を個別に作成する案がありました。 （反映状況） 市として令和4年に障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）で「全ての障がい」を対象にしていることや小城市障がい者プランにおける「互いに理解し、支え合い、共に生きる地域共生社会の実現を目指す」という基本理念を踏まえ、手話を言語として認め、手話の普及と利用促進を目指す「手話言語条例」の内容に加え、情報・コミュニケーション支援が必要な障がい者の情報保障やコミュニケーション推進を目指す「情報コミュニケーション条例」の内容を合わせて、条例を制定する案を示しました。 検討委員会の中で手話言語と情報コミュニケーション条例を個別に作成する案も出されましたが、議論をしていただいた結果、手話言語と情報コミュニケーションをあわせて作成することとなりました。</p>

		<p>(意見) 手話を言語と明確に位置付けることへの要望がありました。</p> <p>(反映状況) 前文に記載しております。</p> <p>(意見) 条例に手話にまつわる歴史等の記載をしてほしいという案がありました。</p> <p>(反映状況) 委員から条例としてはやんわりと、幅広く包括的な方がいいとの意見が多く、小城市の案を尊重することとなり、歴史的背景については触れてはおりませんでした。パブリックコメントを受けて手話の歴史を前文に記載します。</p> <p>②手話の歴史・特性について前文に記載します。</p> <p>③条例への記載は行いませんが、障がい者プラン策定有識者懇話会で施策の推進状況について振り返りを行います。</p>
12	<p>私は、手話サークルに所属しています。手話の学習をして手話単語を覚えて、自身が話す日本語におきかえれば聴覚障がい者と話が出来ると思っていましたが、それでは、聴覚障がい者と話が通じず・・・</p> <p>手話は、日本語とは違う見る言葉だと痛感しました。</p> <p>市民の方にも、このことを理解して欲しいので条例の中に手話の特性が分かるように記載してください。お願いします。</p>	<p>手話の特性について前文に記載します。</p>

13	<p>手話は、手や指、体の動きなどで表す独自の「言葉」です。「見る言葉」「ろう者にとって手話は命」意思疎通のために必要不可欠なもの。しかし、長年に渡り言語として認められない、それどころか使うことも禁じられた悲しく辛く苦しい時代（歴史）もあったこと、手話を学び初めて知りました。ろう者の条例にたどりつくまでの道のり歴史、手話の特性を条例文に明記・加えつつ市民の方々への理解促進と普及を進めて欲しいと感じています。</p>	<p>手話の歴史・特性について前文に記載します。手話が言語であることの理解の促進に努めてまいります。</p>
14	<p>・私の所属するサークルでは、20年以上前から地域の聴覚障がい者と共に学習・交流を重ね、小城市内外で「手話の普及活動」を続けています。小中学生、小さな保育園のこども達、最近では高齢者サロンへのボランティアと活動も広まっています。</p> <p>ろう者と共に活動する中で感じるのは「生き生きと手話で語る姿」です。ろう者にとって「手話は命」と言えます。</p> <p>この「手話」が長い歴史の中で認められず禁止され、その為に受けてきた差別の歴史があります。</p> <p>小城市の条例を機に「差別の歴史があった手話言語」を市民の皆様に理解して頂くことで本当の「手話言語の普及」へつながると考えます。是非、条例の中に人として大切な言語を不定されていた歴史があったことを明記して欲しいです。</p> <p>・聴者の音声言語（日本語）とろう者の視覚言語（手話言語）は対等であることを市民の皆様に理解して頂きたい。</p> <p>・条例施行後の見直し時期も明記して頂きたい。</p> <p>・様々な障がい当事者、関係者と共に作り上げる条例となることを願います。</p>	<p>・手話の歴史について前文に記載します。</p> <p>・聴者の音声言語（日本語）とろう者の視覚言語（手話言語）の周知を図っていきます。</p> <p>・見直し時期の明記は行いませんが、必要に応じて見直しを行います。また、障がい者プラン策定有識者懇話会で施策の推進状況について振り返りを行っていきます。</p> <p>・施策の推進については関係団体と協力しながら進めてまいります。</p>

15	<p>第2条は何故、聴覚障がいはないのですか？私はろう者けど日常生活及び社会生活でコミュニケーション手段は筆談や身振り、絵図などでできることをしていますが、内容を一般人に通じてない事がたくさんあります。コミュニケーション手段を苦勞したこと減って手話言語の利用を市民、市内に理解を広げたい。手話は猿みたい真似じゃない！言語でコミュニケーション手段です。</p>	<p>第2条で「障がい」を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい」と用語の意義を定めております。</p> <p>「身体障がい」には、「視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい」が含まれていると考えております。</p> <p>手話が言語であることの理解の促進に努めてまいります。</p>
16	<p>手話は出来ませんが、病院に健康診断などに色々沢山困る事があり、市役所に要約筆記問い合わせ利用させてもらい、大変助かりました、有り難い気持ちで一杯でした。要約筆記があると分かったのは、数カ月前で知り、知らない人は沢山いると思います。難聴の方、困ってる方沢山います。要約筆記を沢山広めて欲しいです。</p>	<p>意思疎通支援事業の普及に努めてまいります。</p>
17	<p>第6条（事業者の役割）</p> <p>・・・市が推進する施策に協力する<u>よう努める</u>とともに・・・</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・・・市が推進する施策に協力する<u>よう努める</u>ととともに・・・「よう努める」部分の削除</p> <p>文末部分</p> <p>・・・働きやすい環境を整備する<u>よう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・・・働きやすい環境を整備する<u>ため「建設的対話」を通じて相互理解を深めるものとする。</u></p>	<p>第2条の定義に合理的配慮の用語の意義を加え、第6条の事業者の役割として合理的配慮を行うものと記載します。</p>

	<p>(理由)</p> <p>①「障害者差別解消法」の改正により令和6年4月1日より「事業者」に対して「合理的配慮の提供」が行政機関等と同様に「義務」となっている。</p> <p>②「…努める…」という表現は第5条(市民の役割)では適切だが「努力義務」から「義務」に変わった「事業者」に対する表現としては好ましくない。</p> <p>③事業者と障がい者が利害の対立を乗り越え、共生社会の実現を目指すことを思い「建設的対話」と表現している。</p>	
18	<p>手話は、目で見て話すコミュニケーションツールです。以前無人のATMで不具合が起き、緊急用の電話を使えない私は、たまたま居合わせた方に代わりに電話をしてもらいました。しかし、個人情報はもちろんのこと通帳内容、暗証番号なども知らせなくてはならず、どうしたものなのか・・・となりました。</p> <p>画面にてテレビ電話のようなツールがあれば困らないと思いました。役所に関しても聴覚障がい者は必ず出向かなくてはいけない。役所に中々行く時間が取れなかったり急を要するものだったりする場合、大変です。</p> <p>手話の普及と平行してテレビ電話的な窓口設立を希望します。役所が始めることで、民間も見習うことができるかと思いい見しました。</p>	<p>現状、テレビ電話の導入は難しいと考えております。</p> <p>国のリレーサービスが実施されていますので、その周知に努めてまいります。</p>

<p>19</p>	<p>①手話言語によるアクセシビリティはある所と無い所の差が生じやすくなるのでその対応をしっかりとして頂きたい。</p> <p>②コミュニケーション支援の観点から、手話、筆談、読唇を独自の言語と定め普及して頂きたい。</p> <p>③市役所、各病院に手話通訳者及び要約要記者の配置を取り入れて欲しい。</p> <p>④手話を習得していない中途失聴者、難聴者の学習機会の確保について明記して頂きたい。</p> <p>⑤条件（案）の文章内にろう者と明記されている。ろう者だけであるのか？そうならない様に聴覚障がい者と明記して頂きたい。</p> <p>⑥第2条（1）聴覚障がいも盛り込ませていただきたい。</p>	<p>①アクセシビリティの差が生じないよう普及啓発に努めてまいります。</p> <p>②第2条（定義）に定める様々なコミュニケーション手段があることを周知し、普及に努めてまいります。</p> <p>③④手話通訳者や、学習機会の確保については、今後の事業の参考とさせていただきます。</p> <p>⑤⑥第2条で「障がい」を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい」と用語の意義を定めております。</p> <p>「身体障がい」には、「視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい」が含まれていると考えております。</p>
<p>20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条の（1）聴覚障がいはないですか？第2条（5）ろう者のみとなっておりますが、難聴、中途失聴も手話必要な方がいます。ろう者→聴覚障がい者に！ ・字幕や筆談などのコミュニケーション手段は誤解を受けやすく、理解を得られない事もあるので、「手話」は他の意思疎通手段とは異なります。「手話」という独自の言語なので、強く認識を持って欲しいです。 ・手話を使用しやすい環境の整備（市役所、病院等）や、市民の手話に対する理解と教育関係の授業の一環として取り入れて欲しいです。 ・「手話」は言語である。手話を必要とする人を含めて全ての人たちが平等に尊重し合う事を願います。 	<p>第2条で「障がい」を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい」と用語の意義を定めております。</p> <p>「身体障がい」には、「視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい」があり、「聴覚障がい」には「中途失聴者、加齢性難聴者」も含まれていると考えております。</p> <p>手話が言語であるとの理解の促進に努めてまいります。</p> <p>現在も教育・保育の場で手話について学ぶ機会をもたれている状況もあり、今後もコミュニケーション手段に対する理解を深める機会の確保を図るための情報の提供に努めてまいります。</p> <p>また、手話を使用しやすい環境整備や市民への理解の促進に努めてまいります。</p>

21	<p>手話は聴覚障がい者の命です。健聴者の母語は日本語、聴覚障がい者の母語は手話</p> <p>私はサークルで活動しています。手話がいり出来なくても身振り、手振り、筆談で一生懸命伝えようとすると内容を理解してくれます。(楽しいですよ)</p> <p>耳マークをカウンターの隅に置いてあるのを見かけますが、耳に障がいのある人に対して親切と言えるのでしょうか。(健聴者も何時耳が不自由になるかもしれません)</p> <p>公共施設、スーパー、病院、銀行他等で手話で会話される場面を見かけることが多くなることを願ってます。</p> <p>手話は本当に大事だと思います。(指文字でも通じます)</p>	<p>手話の理解の促進に努めてまいります。</p>
22	<p>・市内の手話サークルに所属し、聴覚障がいを持つ方々と交流をしています。聴覚障がいといっても色々な人がいます。生まれた時から全く聞こえない人、途中で病気やケガなどの理由で聞こえなくなった人、補聴器をつけてコミュニケーションができる人もいれば、そうでない人もいます。見ただけで分からない障害だからこそ、市民の皆さんに聞こえない人への理解をもっと広げていく必要があると思っています。</p> <p>また聞こえない人全てが、手話で話されるわけではありません。筆談、相手の口の型を読み取って会話されるなど、色々な方法でのやり取りがあります。サークルで行っている小学校へのボランティア活動の中で、そのことについては伝えていますが、小城市民の皆さんにもそのことを理解して頂ける様に、条例の中に明記して欲しいと思います。</p> <p>そして、手話は日本語とは違う特性を持った言語であること、昔、手話が禁止され</p>	<p>第2条(定義)に定める様々なコミュニケーション手段があることを周知し、普及に努めてまいります。</p> <p>手話の特性・歴史について前文に記載します。</p>

	<p>ていたことなどの歴史についても明記頂き、市民の皆さんに理解を広げて欲しいです。</p> <p>条例は施行された後が大切だと思っています。誰もが安心して生活できる小城市になることを願っています。</p>	
23	<p>手話を言語と認める言語条例と、あらゆる障害者の支援するコミュニケーション条例が一緒になっているので違和感がある。</p> <p>言語条例なら、言語である理解の促進のため歴史的背景、障害者権利条約において世界的に言語であると認められていること等（先日議会質問で市長が回答した内容）を入れるべきであるし、それで、他の障がい者とのかねあいがと言うのならそもそも一本にするのに無理がある。</p>	<p>手話の歴史的背景、障害者の権利に関する条約について前文に記載します。</p>
24	<p>石垣市の検討委員会は全 13 名だった。</p> <p>小城市の検討委員会の区分及び参加の有無、人数を知りたい。</p> <p>その検討委員会メンバーを選んだ理由もあわせて。</p> <p>聴覚障がい者は、コミュニケーション障害であるときく。コミュニケーションの保障がされず、社会からも置き去りにされて今に至っている。手話言語条例が制定され、小城市内の店やコンビニ、市役所などに視覚言語としての情報があるようになってほしい。「どうわかりやすくし、絵や写真、ITCでつながるか」考える。一步をふみだしてほしい。「手話は命」といわれる。私は「手話は見る言語」と思う。</p> <p>今まで言葉を認められず、伝えられず過ごしてきた 80 代のろう者がいる。小城市は“手話を言語”と認めず、ものと言うなどという立場なのか。悲しくなる。</p>	<p>小城市の検討委員会は、学識経験者、障がい者関係団体の代表者、その他市長が認めるものとして、教育委員会、障がい者相談支援センターの計 8 名です。</p> <p>様々な障がいの特性に応じた条例を策定するため、関係団体・関係機関より参加していただきました。</p> <p>今後、手話の理解の促進に努めてまいります。</p>

	<p>“だれ一人とりのこさない”優しい小城市になってほしい。“見る言葉”は海外の方とのコミュニケーションツールともなる。言葉は人をつなぐものだから。</p>	
25	<p>先日“ノーマライゼーション”とは、障がいのある人に、障がいのない人と同じような暮らしが可能となる生活条件を作り出していく考え方、と知った。別紙資料にある“電話リレーサービス”の周知、一部のコンビニで使われているレジのステッカー等、合理的配慮の中身を具体的に“見える”形で提案し考える場を作ってほしい。顔を合わせ、知恵を出してほしいです。</p> <p>みんないつかいろいろな障がいとつきあうようになります。聞こえないことは“孤独”になることです。</p> <p>私の将来の為にも条例を制定し、活動を進めてほしいです。</p>	<p>小城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を作成し、電話リレーサービス等の周知に努めてまいります。</p>
26	<p>見える言語として考えると“感情”“心”“意思”は何にこめられるのでしょうか。</p> <p>私は、手話の他にあてはまる手段を思いつきません。</p> <p>デフリンピックの選手を見ていると伝わる思いを感じます。海外の方と向きあう時、「何を話しているのだろう」と思うのと同じに「内容は何か？」と感じます。“言葉”はコミュニケーションツール。手話を言葉とする聞こえない人に気づいて、その歴史を知らせてほしい。見過ごさないでほしい。見捨てないでほしい。見て分からない障がいだからといって伝えることをあきらめないでほしい。手話通訳の派遣申請をもっと簡単にしてほしい。</p>	<p>手話の歴史について前文に記載します。また、手話通訳派遣申請については、現在、押印廃止をしているため、メール・FAXでの申請方法の周知を行うとともに、小城市公式LINEを通じた申請ができるよう検討していきます。</p>

27	<p>聴覚障がい者にとって手話は1つに言語であり、自分を表現する1つの武器です。ですが、手話をつかうのは聴覚障がい者だけとは思いません。健聴者にとっても日常で英語を使うように1つの言語になるのではないのでしょうか？言葉だけでなく手や体を使うことで言葉とはまた違った感情、ぬくもりを相手に伝えることができると思います。</p> <p>実際、自分の周りにも手話に興味を持って下さる人はたくさんいます。だからこそ、聴覚障がい者だけでなく、全ての人が気軽に手話を出来る、手話を知ることが出来る場所を少しでも増やしていきたいと思っています。</p>	<p>手話の普及に努めるとともに、手話奉仕員養成講座の周知を行ってまいります。</p>
28	<p>条例修正案</p> <p>小城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例</p> <p>【案】</p> <p>前文</p> <p>障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らしたいという思いは市民の共通の願いです。その実現に向けて、お互いに理解し合うことが必要であり、言語をはじめとしたコミュニケーションの手段は、意思疎通を図り、情報を得る上で大切な役割を担っています。</p> <p>追加文</p> <p><u>障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）において、言語には手話その他の形態の非音声言語が含まれることが明記され、また、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても、言語には手話が含まれることが明記されている。</u></p>	<p>【前文について】</p> <p>前文に手話が言語であることの記載を行っております。手話の歴史を前文に記載します。</p> <p>【学校への支援、非常時の支援について】</p> <p>障害者差別解消法は差別の解消を目的としており、この条例は誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合いながら安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的としております。</p> <p>そのため、現在の表現としたいと思いますが、学校への支援、非常時の支援については、引き続き推進してまいります。</p>

一方で、我が国では、過去の一時期にろう学校において手話の使用が制限されるなど、手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があり、手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えない。

手話は言語であり、意思疎通にとどまらず、豊かな思考と人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るために無くてはならない文化的所産である。

こうした認識の下、手話を言語として明確に位置付けるとともに、ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を目指します。

(理由：手話が言語であること、手話がたどった苦難の歴史について前文で記述しておく必要がある。)

その中でも、ろう者のコミュニケーション手段である手話は、ろう者が日常生活を営むために欠くことのできない言語であるということを踏まえ、手話を言語として明確に位置付け、市民の理解を深めていく必要があります。

また、障がいのある人が、日常生活において意思疎通を円滑に図るために、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択して利用することが大切であり、コミュニケーションの手段についての理解を促し利用しやすい環境を整えていく必要があります。

これらのことから、手話が言語であることを普及させるとともに、障がいのある人が必要とするコミュニケーション手段の利用を促進することにより、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合いながら安心して暮らすことのできる共生社会を

実現するため、この条例を制定します。

(学校への支援)

第8条 市は、教育又は保育の場において、コミュニケーション手段に対する理解を深める機会の確保を図るため、学校等（小学校及び中学校並びに保育所等をいう。）に対し情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

修正案 _____ 下線部

第8条 市は、教育又は保育の場において、コミュニケーション手段に対する理解を深める機会の確保を図るため、学校等（小学校及び中学校並びに保育所等をいう。）に対し手話の獲得を含めた様々な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(理由：障害福祉担当部の方が多くの情報、ノウハウ等を有していること。)

(非常時の支援)

第9条 市は、災害その他の非常において、障がいのある人に対し、コミュニケーション手段による必要な情報の提供その他必要な支援を迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

修正案 _____ 下線部

第9条 市は、災害その他の非常において、障がいのある人に対し、コミュニケーション手段による必要な情報の提供その他必要な支援を迅速かつ的確に行わなければならない。

(理由：障害者差別解消法の規定による「合理的配慮」との整合をとること。)

29	<p>私は現在手話サークルに加入して、小城市内の幼稚園や小学校のボランティア活動をしています。</p> <p>手話の勉強を始めた時は、「ろう者と会話ができれば良い。」との思いでした。</p> <p>しかし、ろう者と交流を深めていくと、ろう者の背景や歴史を知る事になりました。この事は、一市民としては、全く知らなかった事です。背景や歴史を知る事により、ろう者も聴者もお互いの理解が深まっていくのではないのでしょうか。</p> <p>新たに言語条例が制定されるのであれば是非このことを明記してください。</p>	手話の歴史について前文に記載します。
30	<p>小城市手話サークルに所属しており、保育園、小学校等にボランティアとして出向き“手話は見る言葉”と手話に親しんでもらったり身近に使える言葉を覚えてもらったりしています。</p> <p>難聴者にとって生活していく上で、手話がなくては成り立たないと言っても過言ではありません。手話は私達が使う日本語とは違う特性があり、なかなか覚えるのも大変です。そして手話は特別視されているのも現状です。</p> <p>手話言語条例の中にこの事を記載してもらい、一人でも多くの市民に手話を理解してもらえたら、身近に感じてもらえたらと思っています。</p> <p>健常者も障がい者もお互いによりそい助け合い安心して生活出来る小城市であってほしいと願っております。</p>	手話の特性について前文に記載します。また、手話の理解の促進に努めてまいります。

<p>31</p>	<p>私は手話サークルに入会して、ろう者との手話でコミュニケーションを取る楽しさを知りました。もちろん会話をしている時は、ろう者も健聴者もお互いの手話を読み取ろうと必死です。自分の手話がろう者に通じた時のうれしさはとても大きいものです。</p> <p>同じ日本人でありながら、会話の手段が違うだけでコミュニケーションが取れない事は悲しいですね。</p> <p>今日本は、世界とのコミュニケーションを高めようと早期英語教育がなされています。それと同様にとは言いませんが、もっと周りの健聴者が手話を知り、手話の必要性を感じ、ろう者と手話で話せる社会になってほしいと思っています。</p>	<p>手話が言語であることの理解の促進に努め、手話奉仕員養成講座の周知を行います。</p>
-----------	---	---

ご意見ありがとうございました。

パブリックコメントの意見を反映した条例（案）は以下のとおりです。

小城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）

障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らしたいという思いは市民の共通の願いである。その実現に向けて、お互いに理解し合うことが必要であり、言語をはじめとしたコミュニケーションの手段は、意思疎通を図り、情報を得る上で大切な役割を担っている。

その中でも、手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、ろう者とろう者でない者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。しかし、過去には、読唇と発声訓練を中心とする口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もある。

我が国が平成 26 年に批准した障害者の権利に関する条約においては、手話が音声言語と同じく言語であることが明確化されているが、手話言語に対する理解は十分には進んでいない状況である。

このような状況において、ろう者のコミュニケーション手段である手話は、ろう者が日常生活を営むために欠くことのできない言語であるということを踏まえ、手話を言語として明確に位置付け、市民の理解を深めていく必要がある。

また、障がいのある人が、日常生活において意思疎通を円滑に図るために、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択して利用することが大切であり、コミュニケーションの手段についての理解を促し利用しやすい環境を整えていく必要がある。

これらのことから、手話が言語であることを普及させるとともに、障がいのある人が必要とするコミュニケーション手段の利用を促進することにより、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合いながら安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュ

コミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その総合的かつ計画的な施策を推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての市民が心を通わせ、互いの人格及び個性を尊重し合い、もって全ての市民が安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話言語、要約筆記、筆談、点字、音訳、拡大文字、平易な表現、実物や絵図の提示、身振り、情報機器その他の障がいのある人が、日常生活及び社会生活において情報の取得並びにコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) ろう者 手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がいのある人の意思疎通の支援を行う者をいう。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁（障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去を必要とされる場合に行う適切な現状の変更及び調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

(基本理念)

第3条 全ての市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものとする。

2 手話言語の普及は、手話が独自の言語であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるという認識を基本として行うものとする。

3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、相互の違いを理解し、人格と個性を互いに尊重することを基本として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

2 前項の規定による施策の推進に当たっては、関係団体、県等と連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がいのある人が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするために、合理的配慮を行うものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策

(2) ろう者その他の障がいのある人が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択することができ、かつ、利用しやすい環境の整備に関する施策

(3) コミュニケーション支援者の養成及び確保に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(学校等への支援)

第8条 市は、教育又は保育の場において、コミュニケーション手段に

対する理解を深める機会の確保を図るため、学校等（小学校及び中学校並びに保育所等をいう。）に対し情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

（非常時の支援）

第9条 市は、災害その他の非常時において、障がいのある人に対し、コミュニケーション手段による必要な情報の提供その他必要な支援を迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。